

射水市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、射水市議会議員（次条において「議員」という。）が射水市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における射水市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、次に掲げる事項を記載した請負状況等報告書（様式第1号）により、議長（報告者が議長の場合にあつては、副議長）に報告しなければならない。

（1）請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、訂正届（様式第2号）により、議長（届出者が議長の場合にあっては、副議長）に届け出なければならない。

（報告の一覧の作成等）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告書等の保存）

第4条 第2条の規定により提出された請負状況等報告書及び訂正届（次条において「報告書等」という。）は、議長において、第2条第1項の規定により報告をすべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（報告書等の閲覧）

第5条 何人も、議長に対し、前条の規定により保存されている報告書等の閲覧を請求することができる。

2 前項の規定による閲覧（以下この条において「閲覧」という。）は、射水市議会事務局において、執務時間中にすることができる。

3 閲覧に係る報告書等は、射水市議会事務局以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限の特例)

第6条 第2条第1項の規定により報告をすべき期間の末日が、射水市の休日を定める条例（平成17年射水市条例第2号）第1条の市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

射水市議会議長

射水市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注）契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

射水市議会議長

射水市議会議員

訂正届

射水市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由